

令和4年度岩手県中小企業等復旧・復興支援事業 (なりわい再建支援事業)

Q & A

※ 補助金には各種の手続きや制限があります ※

- 令和4年福島県沖地震により被災された地域の復旧・復興を目指し、その過程の中で必要となる、中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧等に係る経費の一部を補助するものです。
- 私有財産については天災が原因であっても自費による復旧が原則ではありますが、本事業は、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例)

- ・ 復興事業計画書や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
- ・ 経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。
- ・ 本事業で復旧や取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。(処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。)

※処分の内容によっては補助金の返還が生じることがありますので、必ず、事前に県へご相談くださいますようお願いいたします。

※ 御不明の点などありましたら、お問い合わせください ※

- この資料では、ご質問が多いと思われる内容についてお答えしておりますが、御不明の点などありましたら、資料末尾記載の問い合わせ先にご連絡ください。

令和4年6月7日

<第1版>

岩手県

目次

0 はじめに

- 問1 令和3年中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）からの変更点は何か。…………… 6
- 問2 令和3年福島県沖地震で被害を受け、グループ補助金の交付決定を受けているが、実績報告等の手続きを完了する前に、今回の地震により被害が発生してしまった。手続きはどうか。…………… 6

1 グループ補助金の内容（申請手続き関係）

- 問1 どういう補助金か。（「復興事業計画」の認定と「補助金交付申請」の関係）…………… 7
- 問2 「復興事業計画」とは何か。…………… 7
- 問3 共同事業には、どのようなものがあるのか。…………… 7
- 問4 共同事業は、何年続ければよいのか。…………… 8
- 問5 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請は誰が行うのか。…………… 8
- 問6 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。…………… 8
- 問7 補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるのか。…………… 8
- 問8 補助金が支払われるまでには、どのような手続きが必要なのか。…………… 9
- 問9 被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるのか。…………… 9
- 問10 固定資産課税台帳（市町村備え付けのもの）とは、どのような書類か。また、どのような場合に提出が必要か。…………… 10
- 問11 全ての被災状況について、写真が必要か。…………… 10
- 問12 他の補助金との併用は可能か。…………… 10

2 「中小企業者等グループ」の要件

- 問1 「グループ」の要件は何か。…………… 11
- 問2 「グループ機能」とは何か。…………… 11
- 問3 1事業者では「復興事業計画」の認定は受けられないのか。…………… 12
- 問4 同一代表者による複数法人のみでグループとして認められるのか。…………… 12
- 問5 同一資本の事業者のみでグループとして認められるのか。…………… 12
- 問6 一つの企業が複数のグループ構成員となることはできるのか。…………… 12
- 問7 県外企業ともグループを作ることは可能か。…………… 12
- 問8 被災していない者とグループを作ることはできるか。…………… 12

3 補助対象事業者

- 問1 補助対象事業者の要件はあるか。…………… 13
- 問2 小規模企業者等、事業者規模の判断はいつの時点で行うのか。…………… 14

問3	個人事業主は補助対象事業者となるのか。……………	14
問4	「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象事業者となるのか。……………	14
問5	「みなし中堅企業」や「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等はどの範囲まで確認すれば良いのか。……………	15
問6	弁護士法人などの士業法人や農業法人などは補助の対象とならないか。…	15
問7	補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。……………	15
問8	補助対象事業者となれない場合の要件は何か。……………	15
問9	法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人等となっている場合、代表者個人等はグループ構成員となる必要があるか。……………	16
問10	共有財産の補助金交付の申請方法はどうか。……………	16
問11	相続が発生している施設の取扱いはどうなるか。……………	16
問12	所有者が行方不明で申請書を作成できない場合の取扱いはどうなるか。	16
問13	施設・設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となることができるか。……………	17

4 補助率・補助金額について

問1	補助率はどうなっているか。……………	18
問2	補助金額に上限や下限はあるか。……………	18
問3	保険金・共済金を受領している場合、対象となった施設・設備の補助金額はどうなるのか。……………	18
問4	交付申請時に保険金・共済金等の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。……………	19

5-1 補助対象経費（全般）

問1	補助対象経費の範囲はどうなるのか。……………	20
問2	補助対象とならない経費には、どのようなものがあるか。……………	20
問3	補助対象金額の算定の仕方を教えてほしい。……………	21
問4	見積書の徴取に当たって注意すべきことを教えてほしい。……………	21
問5	原状回復に要する費用とは。……………	21
問6	補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるのか。……………	21
問7	施設・設備の規模が被災前より大きくなってもよいか。……………	22
問8	施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか。……………	22
問9	資産計上されていない施設・設備も補助対象となるか。……………	22
問10	自社で実施した復旧工事経費は補助対象となるか。……………	22
問11	書類が滅失し、資産計上されていたことが証明できないが構わないか。…	23
問12	施設・設備の復旧にあたって、防災・減災に資するような改良（補強）を行ってもよいか。……………	23

問 1 3	防災・減災に資するような改良（補強）費用はどのようなものが対象となるか。……………	2 3
問 1 3	「補助対象財産の保全に資する」とはどういうことか。……………	2 3

5-2 補助対象経費（施設関連）

問 1	施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。……………	2 4
問 2	施設等の建替えの場合、設計費用も補助対象となるか。……………	2 4
問 3	施設の建替えが可能な場合に移転しても補助対象となるか。……………	2 4
問 4	施設の復旧に対する補助金の交付申請には、必ず図面が必要か。……………	2 4
問 5	工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。……………	2 5
問 6	解体費用は補助対象となるか。……………	2 5
問 7	店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。……………	2 5
問 8	住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるか。……………	2 6
問 9	事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるか。……………	2 6
問 1 0	駐車場は、補助対象となるか。……………	2 6
問 1 1	空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。……………	2 7
問 1 2	土地のかさ上げは補助対象となるか。……………	2 7
問 1 3	土砂の撤去に要する費用は、補助対象となるか。……………	2 7
問 1 4	土地の購入費は、補助対象となるか。……………	2 7

5-3 補助対象経費（設備関連）

問 1	設備にはどのようなものが含まれ、補助対象になりうるのか。……………	2 8
問 2	設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。……………	2 8
問 3	設備のみを補助事業の対象とすることはできるのか。……………	2 8
問 4	地下に設置していた被災設備を、地上階（1階や2階）に設置する場合は補助対象となるか。……………	2 9
問 5	リース物件は、補助対象となるか。……………	2 9
問 6	パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたものを購入せざるを得ない場合、補助の対象となるか。……………	2 9
問 7	陳列されていた商品は、補助対象となるのか。……………	2 9
問 8	車両は、補助対象となるのか。……………	3 0
問 9	修理不能の車両を入れ替える場合、どのような手続きを取ればよいか。……………	3 1
問 1 0	被災車両を入れ替える際の注意点を教えてほしい。……………	3 1
問 1 1	被災した車両より規格・性能が上回る車両に入れ替えてもよいか。……………	3 1
問 1 2	車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか。……………	3 1
問 1 3	被災車両を復旧するまでのつなぎとして、中古車両等を購入し仮復旧することは可能か。……………	3 2

問 1 4	割賦販売で購入した車について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。……………	3 2
5-4 補助対象経費（その他）		
問 1	共同事業に係る経費は、補助対象となるか。……………	3 3
問 2	従業員へ支払う給与は、補助対象となるか。……………	3 3
問 3	風評被害等による逸失利益は、補助対象となるか。……………	3 3
6 定額補助		
問 1	定額補助とはなにか。……………	3 4
問 2	特定被災事業者とはなにか。……………	3 5
問 3	要件①「新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者」とは具体的にどのような事業者を指すのか。……………	3 6
問 4	要件②に該当するかどうかの確認はどのように行うのか。……………	3 7
問 5	要件③ i 売上高の比較は、具体的にはどのように行うのか。……………	3 7
問 6	要件③ ii に該当するかどうかの確認はどのように行うのか。……………	3 8
問 7	要件④「東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務」とは何か。……………	3 8
7 新分野事業について		
問 1	新分野事業とは、どのようなものか。……………	3 9
問 2	新分野事業を行うための要件は何か。……………	3 9
問 3	「認定経営革新等支援機関」とはどのような機関か。……………	3 9
問 4	「認定経営革新等支援機関」には何をしてもらえるのか。……………	3 9
問 5	新分野事業の場合、補助額に上限はあるのか。……………	4 0
問 6	新分野事業の例はどのようなものがあるのか。……………	4 0
8 復興事業計画（グループ）の変更認定申請について		
問 1	どのような場合に変更認定申請が必要か。……………	4 1
問 2	変更認定の申請は各事業者で行うのか。……………	4 1
問 3	変更認定の申請の受付期間は決まっているのか。……………	4 1
問 4	変更の認定後でなければ補助金交付申請はできないのか。……………	4 2
問 5	変更認定の申請を行っている状態のグループが、既に申請しているグループ構成員とは別のグループ構成員に関して変更認定申請をすることは可能か。……………	4 2
9 グループ補助金の変更交付申請について		
問 1	どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。……………	4 3

- 問2 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。…… 4 3
- 問3 設備の入替を行う場合に補助金の交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。…… 4 3

10 保険・共済関係

- 問1 補助金で復旧を行った施設・設備は、保険・共済に加入する必要があるのか。…… 4 4
- 問2 保険・共済の付保割合とはなにか。…… 4 5
- 問3 加入する保険・共済の内容は。…… 4 5
- 問4 小規模企業者は「推奨」となっているが、加入しなくてもよいのか。…… 4 5
- 問5 保険・共済へは、いつまでに加入する必要があるのか。…… 4 6
- 問6 保険・共済への加入を示す書類とはどのようなものか。…… 4 6

11 補助金の支払い

- 問1 補助対象物件の復旧が完了したため、補助金の支払いを希望しているが、どのような手続が必要か。…… 4 7
- 問2 実績報告書はいつ提出するのか。…… 4 8
- 問3 精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。…… 4 8
- 問4 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。…… 4 8
- 問5 補助金専用の元帳や通帳を作成していないがよいか。…… 4 8
- 問6 補助対象物件が複数あり、1つの復旧が完了したため、その分の支払いを受けたい場合はどのような手続が必要か。…… 4 9
- 問7 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われるのか。…… 4 9
- 問8 施工業者等への支払い方法についての定めはあるか。…… 4 9
- 問9 振込手数料は補助対象となるか。…… 5 0

0 はじめに

(問1) 令和3年度中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）からの変更点は何か。

(答) ○ 令和3年度中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）からの主な変更点は以下の3点です。

- ・ 保険・共済金額の控除額計算方法を変更。
(詳細は「4 補助率・保険金額について(問3)」をご参照ください。)
- ・ 原状復旧費用の範囲内において、改良(補強)等の防災・減災に資する復旧整備費用も補助対象経費に追加。
(詳細は「5-1 補助対象経費(全般)(問12)～(問14)」をご参照ください。)
- ・ 定額補助に関連して「特定被災事業者」の要件を追加。
(詳細は「6 定額補助」をご参照ください。)

(問2) 令和3年福島県沖地震で被害を受け、グループ補助金の交付決定を受けているが、実績報告等の手続きを完了する前に、今回の地震により被害が発生してしまった。手続きはどうか。

(答) ○ 既に交付決定を受けている令和3年度中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）の進捗状況に応じて、今回の地震被害からの復旧整備の手続きを、以下のように整理します。

①既に施設・設備の復旧整備が完了している場合

令和3年度中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）の完了確認の手続きを行います。今回の地震被害からの復旧整備事業は、令和4年度中小企業等中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）として、新たに申請手続きを行います。

②復旧整備の途中で被災した場合

令和3年度中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）で復旧したことが確認できる箇所について、完了確認の手続きを行います。今回の地震被害からの復旧整備事業は、令和4年度中小企業等中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）として、新たに申請手続きを行います。

③復旧整備が未着手の場合

令和3年度中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）は廃止の手続きを行います。今回の地震被害からの復旧整備事業は、令和4年度中小企業等中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）として、新たに申請手続きを行います。

1 グループ補助金の内容（申請手続き関係）

（問1） どのような補助金か。（「復興事業計画」の認定と「補助金交付申請」の関係）

（答）○ 令和4年福島県沖地震により被災された地域の復旧・復興を目指し、その過程で必要となる、中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧等に係る経費の一部を補助するものです。

今回、東日本大震災以降の度重なる災害により被災した地域的な特殊性を踏まえ、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する助成の範囲内で、修繕費（修理費）に加え、防災・減災に資するような改良（補強）を行う場合に必要な経費も、補助の対象としています。

○ この補助金の交付を受けるためには、まず、2者以上の中小企業等によるグループを作り、そのグループが共同して行う事業（共同事業）を盛り込んだ「復興事業計画」を策定します。次に、その策定した「復興事業計画」について、グループの代表者が県に対して認定申請を行い、その認定を受ける必要があります。

○ 県による「復興事業計画」の認定が行われた後に、グループの構成員はそれぞれの認定を受けた施設・設備の復旧に係る補助金の交付申請を行うこととなります。

※ 認定を受けた復興事業計画に記載されていない施設・設備については補助金の交付申請はできません。

（問2）「復興事業計画」とは何か。

（答）○ 令和4年福島県沖地震により被災した中小企業等グループが、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持などを目的にその構成員の共同により行う事業を指します。

したがって、グループの構成員それぞれが行う被災した施設や設備の復旧事業そのものを「復興事業計画（共同事業）」とすることはできません。

なお、グループの構成員は補助金申請の有無に関係なく、グループで行う共同事業で何らかの役割を果たしていただく必要があります。

（問3）共同事業には、どのようなものがあるのか。

（答）○ グループが取り組む共同事業には、人材育成、BCP（事業継続計画）の作成、ホームページの作成、イベントやキャンペーンの実施、地域PR活動、各種勉強会の開催等、業種やグループの構成員数によりさまざまな事例があります。

今回、組成されたグループの構成員が共同し、復興に向け「何ができるのか」を主眼に共同事業をご検討いただくこととなります。

なお、共同事業は従来から実施しているものではなく、グループ形成を機に新たに取り組みを行うものとしてください。

(問4) 共同事業は、何年続けられればよいのか。

(答) ○ 共同事業は、何年まで続けなければならないという規定はありませんが、被災地域等の復興に向けて、継続的な取り組みとなることが期待されます。

○ また、共同事業の実施状況については、グループの代表者に対して、適宜、照会します。

なお、復旧状況、売上や雇用等の状況についてもアンケート調査を実施する予定としています。

(問5) 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請は誰が行うのか。

(答) ○ 施設・設備の復旧整備についての補助金交付申請は、所有者の方に行っていただく必要があります。そのため、被災した施設・設備を実際に使用されている方だけでなく、所有者の方もグループの構成員になっていただく必要があります。

(問6) 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。

(答) ○ 補助金の交付決定を受ける前から実施している施設・設備の復旧等についても補助対象として認められる場合があります。

ただし、写真や書類等によって被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合に限ります。

(問7) 補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるのか。

(答) ○ 令和4年度に補助金の交付決定を受けたものについては、令和5年1月31日までに復旧整備事業を完了させるようお願いいたします。

令和5年1月31日までに事業が完了しない、または、完了しないことが予想される場合は、県にご相談ください。

(問 8) 補助金が支払われるまでには、どのような手続きが必要なのか。

(答) ○ 補助金が支払われるまでの手続きは、次の手順となります。

[グループでの手続き]

- ①グループの組成 (グループ)
- ②「復興事業計画」の作成 (グループ)
- ③復興事業計画の認定申請 (グループ代表 → 県)

[グループの構成員の手続き]

- ④補助金の交付申請 (各構成員 → 県)
- ⑤交付決定の通知 (県 → 各構成員)
- ⑥復旧工事の着手 (各構成員)
- ⑦復旧工事及び支払の完了 (各構成員)
- ⑧実績報告書の提出 (各構成員 → 県)
- ⑨現地確認 (県)
- ⑩補助金の額の確定通知 (県 → 各構成員)
- ⑪補助金の請求 (各構成員 → 県)
- ⑫補助金の支払い (県 → 各構成員)

※「⑥復旧事業の着手」と「⑦復旧事業及び代金支払の完了」が①～⑤の手続より前に行われていても補助の対象と認められる場合があります。(この項の(問6)をご参照ください。)

- 上記のとおり、工事代金を支払った後に、実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施にあたっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

(問 9) 被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるのか。

(答) ○ 市町村が事業用の建物・設備について、罹災(被災)証明書(被災の程度の記載がないものを含む)を発行している場合は、原則として罹災(被災)証明書の写しの提出が必要です。

- 罹災(被災)証明書が提出できない場合は、補助金交付申請時に「罹災(被災)証明書が提出できない理由書」及び「建築士による建物被災状況報告書」を提出してください。(様式任意)

※罹災(被災)証明書、建築士による建物被災状況報告書のいずれも提出できない場合は、理由書に加えて「令和4年福島県沖地震による被災を証する書類」及び「被災状況が分かる写真」の提出が必要です。

(問10) 固定資産課税台帳(市町村備え付けのもの)とは、どのような書類か。
また、どのような場合に提出が必要か。

- (答) ○ 固定資産課税台帳は、「復興事業計画」の認定申請において、施設又は設備(償却資産)に関して補助金申請を予定している場合に、償却資産の所有(所有者として課税されているか)を確認する書類として必要となります。(施設の場合は、建物登記簿が必要です。)
- 固定資産課税台帳は、市町村によってその名称が異なりますので、市町村の窓口にてご確認をお願いします。
- なお、市町村が発行する固定資産台帳の証明書においては、償却資産の明細が記載されていないもの(分類と評価額のみ記載など)がありますので、明細の記載がない書式の場合は、市町村で発行する明細書、または、償却資産の申告書の控え(写し)を併せて提出してください。

(問11) 全ての被災状況について、写真が必要か。

- (答) ○ 原則として、修繕等を行う被災箇所の全てについて、写真が必要です。写真の提出にあたっては、見積項目にあがっている修繕内容ごとに、被災状況を写真で確認できるようにしてください。
- 壁のひび割れなど、施設全体に及んでいる被害については、全景と主な被災箇所の写真で結構です。(ひび割れ一つ一つ全ての写真が必要ということではありません。)
- 既に本復旧済みや仮復旧済みであるなど、被災当時の状況が分かる写真を提出できない場合には、現状の写真に被災状況を補足するなどして被災した当時の状況が分かるようにして提出してください。
- ※ 実績報告において、復旧前・復旧後の写真を提出する必要があります。
- 写真の提出にあたっては、施設・設備ごとに整理し、施設・設備の名称(整理番号等含む)や撮影場所、被災状況を必ず記載してください。また、写真には番号を付し、図面上に写真番号を記載してください。

(問12) 他の補助金との併用は可能か。

- (答) ○ 同一の施設・設備について、他の補助金との併用はできません。

2 「中小企業者等グループ」の要件

(問1)「グループ」の要件は何か。

- (答) ○ 2者以上の中小企業者等から構成されるものをグループとします。
○ グループの構成員は、補助金交付を受けない者、県外の者、異業種の事業者が参加することも構いません。
なお、グループとして、この項の(問2)に記載する①～⑤のグループ類型に該当することが必要です。

(問2)「グループ機能」とは何か。

- (答) ○ 中小企業等グループは、以下の①～⑤の機能を有する必要があります。

① サプライチェーン型

グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えているグループ

② 経済・雇用貢献型

事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高い企業グループ

③ 地域生活・産業基盤型

一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠なグループ

④ 地域資源産業型

地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域産業、観光地形成等への貢献度が高い企業グループ

⑤ 商店街型

地域住民の生活等に不可欠な商業機能等機能を担っているグループ

【参考「被災要件」】

グループ①～④は、以下の被災要件を併せて満たす必要があります。

中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 令和4年福島県沖地震により、事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること、又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 令和4年福島県沖地震の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

※⑤商店街型についても被災要件があります。詳細は公募要領をご確認ください。

(問3) 1事業者では「復興事業計画」の認定は受けられないのか。

(答) ○ 1事業者では、「復興事業計画」の認定を受けることはできません。

(問4) 同一代表者による複数法人のみでグループとして認められるのか。

(答) ○ 代表取締役が同一の場合、これらの法人は同一企業とみなされるので、これらの法人のみでは、グループとして認められません。

(問5) 同一資本の事業者のみでグループとして認められるのか。

(答) ○ 同一資本の事業者（100%子会社、資本金・出資金の1/2以上を有する企業群）については、実質的に同一企業とみなされるので、これらの事業者のみでは、グループとして認められません。

(問6) 一つの企業が複数のグループ構成員となることはできるのか。

(答) ○ 一つの企業が複数のグループの構成員となることは可能です。
○ ただし、復興事業計画の認定申請では補助金申請予定の施設・設備を重複して申請することはできません。あらかじめ、どのグループでどの施設・設備の復旧事業を実施するか決定する必要があります。

(問7) 県外企業ともグループを作ることは可能か。

(答) ○ 県外企業とグループを作ることは可能です。ただし、補助金交付の要件は、「原則、岩手県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であること」、「補助事業の対象となる施設や設備が岩手県内に所在していること」が必要です。

(問8) 被災していない者とグループを作ることはできるか。

(答) ○ 令和4年福島県沖地震の被害を受けていない者（県外事業者・大企業を含む）をグループの構成員とすることも可能です。ただし、被災していない事業者は補助金の交付申請を行うことはできません。

3 補助対象事業者

(問1) 補助対象事業者の要件はあるか。

(答) ○ 要件は次のとおりです。

- ① 中小企業者及び小規模企業者
 ② 中堅企業 及び みなし中堅企業 等
 ③ ①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している全ての事業者
 ※ この項の(問8)に掲げる事業者は除きます。
 ※ 次のいずれかに該当する者については、中小企業者及び小規模企業者以外と同様の扱いとする。
- ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者及び小規模企業者
 ②交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者及び小規模企業者

○ 上記①の「中小企業者」の定義(中小企業支援法及び同法施行例)

1 会社及び個人

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

2 中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会)

○ 上記①の「小規模企業者」の定義(中小企業基本法)

業 種	従業員規模
製造業その他	従業員20人以下
卸売業・小売業・サービス業	従業員 5人以下

【参考】

「中堅企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

「大企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義は次のとおり。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

（問2）小規模企業者等、事業者規模の判断はいつの時点で行うのか。

（答）○ 事業者規模の判断は、発災時点、補助金申請時点、補助事業完了時点で判断します。発災時点から補助事業完了時点までの間に事業者規模の変更が生じた場合、規模の大きい区分の条件が適用されることとなります。

○ 補助率や保険・共済の加入義務に影響しますので、ご注意ください。具体的には、以下のとおりです。

- ①すべての時点で小規模企業者 ⇒ 小規模企業者の条件
- ②いずれかの時点で、小規模企業者から中小企業者となった ⇒ 中小企業者の条件
- ③いずれかの時点で、中小企業者から小規模企業者となった ⇒ 中小企業者の条件
- ④いずれかの時点で、中小企業者から中堅企業等となった ⇒ 中堅企業等の条件

（問3）個人事業主は補助対象事業者となるのか。

（答）○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

（問4）「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象事業者となるのか。

（答）○ 原則として、大企業等はグループ補助金の補助対象事業者にはなりません。

○ ただし、大企業等が、中小企業者等に対し、当該中小企業者等が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸し付けており、中小企業者等の事業再開のために施設・設備の復旧を行う場合には、その所有者である大企業等は補助対象事業者となります。

なお、この場合、施設・設備を所有する大企業等と、その使用者（中小企業者等）が同一のグループの構成員となっている必要があります。同一のグループ構成員となっていない使用者がある場合は、その使用者に係る部分は面積按分等により補助対象から除外することとします。

(問5) 「みなし中堅企業」や「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等
はどの範囲まで確認すれば良いのか。

(答) ○ 親子関係までを確認します。(孫企業までは及ばないものとします。)

(問6) 弁護士法人などの士業法人や農業法人などは補助の対象とならないか。

(答) ○ 以下の法人等も原則として補助の対象となります。

ただし、従業員等法人の規模により、補助の対象とならない場合があります
ので、個別に御相談ください。

士業法人(弁護士法人, 監査法人, 税理士法人, 行政書士法人等),
農業法人, 農業協同組合, 漁業協同組合, 農事組合法人, 信用協同組合,
医療法人, 信用金庫, 公益財団法人, 一般財団法人, 公益社団法人,
一般社団法人, NPO 法人, 第3セクター, 社会福祉法人, 学校法人,
共済組合, 消費生活協同組合, 森林組合 等

※ 上記にない法人等については、個別にご相談ください。

(問7) 補助対象事業者について、地域や市町村などの限定はあるのか。

(答) ○ 令和4年福島県沖地震で被災された岩手県内の事業所であれば、地域や市町
村での限定はなく、県下全域が対象となります。

○ なお、本社の所在は問いません。

(問8) 補助対象事業者となれない場合の要件は何か。

(答) ○ 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者(※グループの構成員にもなれません)
- ・県税に未納がある者
- ・特定の風俗営業事業者
- ・地方公共団体

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業
を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合。

○風俗営業(第1項)

(例) パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象。

○性風俗関連特殊営業(第5項)

(例) ラブホテル、アダルトショップ 等

(問 9) 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人等となっている場合、代表者個人等はグループ構成員となる必要があるか。

- (答) ○ 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、所有者に限られるため、代表者個人等がグループ構成員となる必要があります。
- この場合にも、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要です。
- 復旧整備する施設・設備の所有者及び使用者がグループの構成員となっていない場合は、補助金の交付申請ができません。復興事業計画の認定申請にあたっては、十分にご確認ください。

(問 10) 共有財産の補助金交付の申請方法はどうなるか。

- (答) ○ 共有財産の施設及び設備の復旧を補助金交付の対象とする場合、共有者全員が同一グループの構成員となる必要があります。
- 共有財産に係る補助金交付申請については、共有者の代表者が代表して行うことが可能です。この場合、代表者は共有者全員から共有者が代表して申請を行うことの同意書、共有者全員の納税証明書、及び共有者が法人の場合は現在事項証明書（商業登記）、個人の場合は住民票抄本が必要となります。
- なお、共有財産に係る補助率については、共有者の持分毎に共有者の補助対象事業者区分に応じて決定します。

(問 11) 相続が発生している施設の取扱いはどうなるか。

- (答) ○ 相続が発生している施設について、相続人が確定していても、その相続登記がなされていない場合は、所有者が特定できない状態であるため、補助金の交付ができません。相続登記した後に、補助金申請の手続きを行ってください。
- なお、全ての関係者が合意したうえで、法定相続の持分により登記がなされた場合は、この項の（問 10）の共有財産と同様に扱います。

(問 12) 所有者が行方不明で申請書を作成できない場合の取扱いはどうなるか。

- (答) ○ 所有者が行方不明となっており申請書を作成できない場合は、不在者財産管理人を選定いただくか、所有者の法定相続人の代表者が他の法定相続人の同意書（共有者の代表として申請を行うこと。）を取得したうえで申請してください。

(問 13) 施設・設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となることができるか。

(答) ○ 補助対象事業者は、必ず所有者となります。このため、所有者以外の者が修繕等を行っても、補助対象事業者は所有者となります。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を、修繕等を行った者に対して支払った場合に所有者に対して補助金を支払うこととなります。

4 補助率・補助金額について

(問1) 補助率はどうなっているか。

(答) ○ 中小企業者及び小規模企業者は補助対象となる経費の3/4以内、それ以外の中堅企業やみなし中堅企業等は1/2以内となります。

なお、補助事業対象者が特定被災事業者に該当する場合は補助率が異なります。詳しくは「6 定額補助」の(問1)をご参照ください。

※ 大企業及びみなし大企業が補助対象事業者となるのは、補助対象事業者となる事業者(中小企業者等)に事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付しており、その施設・設備の復旧を行う場合に限りです。
その場合、補助率は1/2以内となります。

※ 次のいずれかに該当する者については、中小企業者及び小規模企業者以外の補助率となります。

①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者及び小規模企業者

②交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者及び小規模企業者

(問2) 補助金額に上限や下限はあるか。

(答) ○ 補助金額の上限は1事業者あたり15億円です。なお、下限はありません。

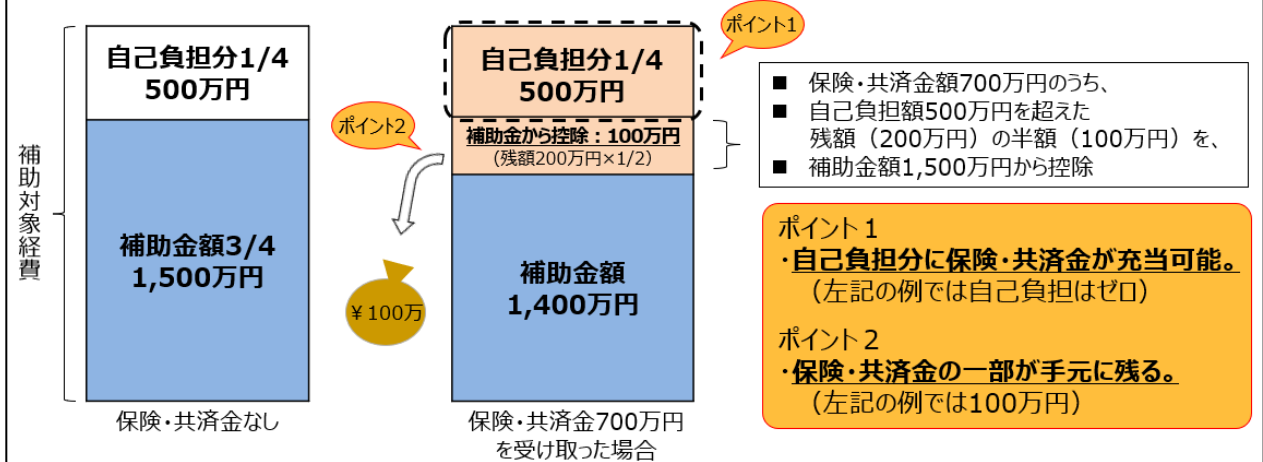
(問3) 保険金・共済金を受領している場合、対象となった施設・設備の補助金額はどうなるのか。

(答) ○ 保険金・共済金等の補償対象となっている施設・設備も補助対象となります。

○ まず、復旧に係る補助対象経費に補助率を乗じて、補助金額と自己負担額を算出します。次に、受け取った保険金・共済金の額を、復旧等に係る補助対象経費の自己負担額に充当してください。

○ 受け取った保険金・共済金が補助金の自己負担額を超えている場合には、超える部分の保険金・共済金額の半額を補助金額から控除し、控除後の残額が補助金額となります。

(例) 建物復旧に要する補助対象経費が2,000万円、補助率が3/4、保険・共済金の受取額が700万円の場合



- 被災した施設・設備ごとに保険金・共済金の額を控除する必要があるので、受け取った保険金・共済金の内容が確認できる書類を提出いただく必要があります。
- なお、被災したことにより保険金・共済金が請求できるにもかかわらず、請求を行わなかった場合は、当該物件については補助対象とならず、補助金を申請することはできません。

(問4) 交付申請時に保険金・共済金等の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

- (答) ○ 交付申請後、交付決定を受けるまでの間に保険・共済金の受領額が不明な場合は、実績報告時に報告してください。補助金額の調整は実績報告時に行います。
- また、補助金受給後に、受領する保険金・共済金の額が判明した場合は、県にご相談ください。
 - なお、保険金・共済金を受領しているにもかかわらず、虚偽の申請を行い、補助金を不正に受給していることが発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金額を返還していただいたうえで、加算金を徴収することになります。

5-1 補助対象経費（全般）

（問1）補助対象経費の範囲はどうか。

（答）○ 令和4年福島県沖地震による災害で損傷、滅失または継続使用が困難となった施設・設備の復旧等に要する経費で、復興事業計画に基づく事業を行うために必要不可欠な、次の施設・設備が対象となります。

区 分	内 容
施 設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他当該補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。建替・移転には、原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
宿舍整備のための事業 （新分野事業のみ）	新分野事業に資する場合の宿舍及び備え付けの設備にかかる費用（既存の宿舍等を復旧する場合には補助対象となりません）
商業機能の復旧 促進のための事業 （商店街型のみ）	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

※ 上記の「施設」・「設備」の復旧整備等の内容によっては、移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費も補助対象となる場合があります。

（問2）補助対象とならない経費には、どのようなものがあるか。

（答）○ 以下の経費は原則として補助対象となりません。

- ①令和4年福島県沖地震による災害に起因する被害ではないもの（単なる経年劣化によるものなど）
- ②復興事業計画の目的に合致しないもの
- ③他の目的に転用される可能性が高いもの（机、椅子、書庫などの事務用品、寮や従業員駐車場といった福利厚生関係施設）
- ④制度上対象外のもの（各種税、行政手続費用、保険料、保守費用、住居等事業用途以外の施設・設備、販売目的の機械設備、貯蔵品、賃貸目的の施設や設備（※）、給与等の人件費、在庫又は商品、原材料等に係る復旧費用）
- ⑤償却資産として資産計上されない設備（カウンター、テーブル、椅子等の備品、陳列棚、食器棚等の什器）

※ 「賃貸目的の施設や設備」は「5-2補助対象経費（施設）」の（問9）及び「5-3補助対象経費（設備）」の（問5）のとおり、補助対象と認められる場合があります。

- 補助対象となる経費は、施設・設備の復旧に要する工事費等のため、事業費のうち、被災状況調査等の事前調査や事前の点検費用は対象となりません。
- また、仮設店舗や応急処置など、仮復旧費は対象となりません。

（問3）補助対象金額の算定の仕方を教えてほしい。

（答）○ 原則として2者から見積書を徴取し、より安価なものを補助対象経費として算定します。

（問4）見積書の徴取に当たって注意すべきことを教えてほしい。

- （答）○ 見積書については、原則として同じ対象物について徴取したものを提出してください。ただし、同じ対象物について2者からの徴取が難しい場合は、異なる対象物についての見積書でも構いません。その場合は、それぞれの対象物について設備比較証明書を提出する必要があります。
- 見積書はできるだけ詳細なものを徴取していただくようにお願いします。（単価・数量の内訳等が記載されているなど。）

（問5）原状回復に要する費用とは。

（答）○ 「原状回復」とは、「設備等を調達した当時に当然に期待されていた機能の回復」と整理しています。その「原状回復」には、調達した当時には予見できなかった「欠陥」や「瑕疵」からの回復も含まれます。

（問6）補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるのか。

- （答）○ 消費税分は、補助対象とはなりません。復興事業計画の認定及び補助金交付申請は、消費税を含まない形で申請をお願いします。
- また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問7) 施設・設備の規模が被災前より大きくなってもよいか。

- (答) ○ 施設・設備の復旧にあたっては、原則として、被災前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要となりますが、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する助成の範囲内において、防災・減災に資するような改良（補強）を行うことは可能です。
- 施設の復旧において、建替が可能な場合に、新たな機能等の付加がなく、現在の建築基準法を最低限クリアするための単なる面積の増加や構造の変更（例：30年前の建築基準法で建てられた木造（現在は基準不適合）→現在の基準を満たすために鉄骨造とするなど）を行うことは可能ですが、補助対象経費は原状回復に必要な経費を上限としますので、実際に行う工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。
- 被災前の施設・設備の復旧では、事業の再開や継続、売り上げ回復が困難な場合に、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら新たな需要開拓等を見据えた取組みを行うこと（新分野事業※）により、当初の施設の機能に効用を付加し、または大幅な構造変更を伴うことも認められる場合がございます。
- ※ 新分野事業については「7 新分野事業について」をご参照ください。

(問8) 施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか。

- (答) ○ 施設・設備等の復旧に際して、被災前の施設・設備よりも同等以下（規模縮小）とすることは可能です。被災後の事業環境等を考慮のうえ、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧を実施してください。

(問9) 資産計上されていない施設・設備も補助対象となるか。

- (答) ○ 資産計上されていない施設・設備であっても、売買契約書等（第三者による客観的な証明ができるもの）により、自らが所有していたことや事業用として使用していたことが確認できる場合などは、補助対象となる場合があります。
- 資産計上されていない施設・設備がある場合には、個別にご相談ください
- なお、補助金により復旧した施設等については、復旧後に資産計上していただく必要があります。

(問10) 自社で実施した復旧工事経費は補助対象となるか。

- (答) ○ 自社で復旧工事を行った場合にも補助対象となりますが、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要があります。
- したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。
- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

(問 1 1) 書類が滅失し、資産計上されていたことが証明できないが構わないか。

- (答) ○ 原則、資産計上され、所有していたことを確認する必要があります。
償却資産台帳については、所管する税務署又は担当税理士等に相談してください。

(問 1 2) 施設・設備の復旧にあたって、防災・減災に資するような改良（補強）を行ってもよいか。

- (答) ○ 施設・設備の復旧にあたっては、原則として、被災前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要となりますが、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する助成の範囲内において、防災・減災に資するような改良（補強）を行うことは可能です。
- これは、度重なる災害の発生を鑑み、税金を財源とする補助金で取得・整備した財産を保全する観点から、改良（補強）等の防災・減災に資する復旧整備費用については補助対象経費に含めるということです。
- なお、補助対象経費は原状回復に必要な経費を上限としますので、実際に行う工事等とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。
※復旧整備の内容によっては、建築確認申請等の手続きが必要となる場合がありますので、ご確認のうえ復旧計画を策定するようご注意ください。

(問 1 3) 防災・減災に資するような改良（補強）費用はどのようなものが対象となるか。

- (答) ○ 補助対象財産の保全に資すると認められる費用が対象となります。例えば、後打ち壁の増強、鉄骨枠組み補強、外付け鉄骨補強などの取組み、オフィス什器等の転倒防止に係る取組などが想定されます。
- 補助対象財産の保全に資するものに限ることから、防災・減災に資するものであっても、非常用電源の整備や非常用備蓄食料などは対象となりません。
- また、防災・減災のための復旧整備であっても、擁壁の設置や法面の補強など、土地の造成や改良にかかる費用は補助対象となりません。

(問 1 4) 「補助対象財産の保全に資する」とはどういうことか。

- (答) ○ 一定の耐震性能等を有しているもしくは付加する構造や材質であって、地震災害による損害の発生または拡大の防止に有益であると認められるものが対象となります。
- また、復旧・補強によらず、脆弱な部分を除去することが地震災害による損害の発生または拡大の防止に有益であると認められる場合には、これらの費用も対象となります。
- 補助金の申請にあたっては、メーカーのパンフレットや施工業者による確認書等、一定の性能等を有していることが分かる資料等をご提出ください。

5-2 補助対象経費（施設関連）

（問1）施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。

- （答）○ 市町村が発行する「罹災証明」、又は、罹災証明の添付ができない場合等に提出する建築士による証明「建物被災状況報告書」において、『全壊』又は『大規模半壊』と判定された場合には、修繕ではなく建替を補助対象事業とすることができます。
- また、見積比較により、修繕に要する費用よりも建替に要する費用が安価な場合には、「修繕費用よりも建替費用が安価となる合理的な理由を建築士等が説明した書類（任意様式）」の提出の上、建替を補助対象事業とすることができます。この場合、建替費用に補助率を乗じた金額が補助金額となります。
- なお、修繕よりも建替えが安価との理由で建替えを行う場合であっても、建替え後の施設の面積が被災前の施設の面積よりも増加している場合は、その増加分は補助対象となりません。

（問2）施設等の建替えの場合、設計費用も補助対象となるか。

- （答）○ 実際の建築工事等に必要設計費用は補助対象となります。
- ただし、見積徴取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象外となります。

（問3）施設の建替えが可能な場合に移転しても補助対象となるか。

- （答）○ 被災された地域の復旧・復興を目指し、その過程で必要となる復旧等のための補助金であることから、現地での建替えが原則ですので、まずは、現地での建替えをご検討ください。
- 移転を伴う場合には、移転前の建物の解体費用等は補助対象とならないなど補助対象経費が現地建替えと異なる場合がありますので、移転を検討される場合には県にご相談ください。
- ※ 移転が補助対象となるのは、河川の拡幅工事による立ち退きや、市町村による集団移転計画、液状化に伴う建築制限など、事業者の責めに帰さない他律的な要因により、現地での復旧が困難な場合に限ります。

（問4）施設の復旧に対する補助金の交付申請には、必ず図面が必要か。

- （答）○ 施設を復旧する場合は、当該施設の配置図と被災箇所及び修繕箇所を明示した平面図（全てのフロア）が必要です。外壁を修繕する場合には、被災箇所及び修繕箇所を明示した立面図も必要です。また、施設の建替えの場合には、従前施設と新施設の双方の図面が必要です。

- 既存の図面がない場合には、簡単な図面で結構ですので、各階の間取りや用途、面積が分かるように図面を作成し、提出してください。
- 修繕箇所の明示にあたっては、見積項目と突合できるよう、見積書の整理番号と見積項目を可能な限り図面上に記載してください。
- 修繕工事が広範囲に及ぶなど全ての見積項目を図面に記載することが難しい場合には、主な工事内容（工事費が高い項目や建築附帯設備の入替）を記載してください。
- 外構の修繕工事がある場合は、配置図等に被災箇所及び修繕箇所を明示してください。

（問５）工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。

- （答）○ 建替えが可能な場合には、建替えに代えて中古物件を購入することは可能です。ただし、この場合には、移転前の建物の解体費用が補助対象とならないなど、建替えを行う場合とは補助対象経費が異なりますので、中古物件の購入を検討される場合には県にご相談ください。
- 土地代金は対象となりませんので、土地代金と建物代金が区分された売買契約書等が必要となります。
 - ※購入した中古物件が、被災した建物の面積を上回る場合、面積按分により、被災前の施設の面積分が補助対象となります。

（問６）解体費用は補助対象となるか。

- （答）○ 現地での建替えを行う場合には施設の復旧に付随する費用として、被災前の施設の解体費用も補助対象となります。
- 復旧等のための補助金であることから、現地建替えではなく移転建替えを行う場合には、原則として、被災前の施設及び移転先の場所にあった施設の解体費用は補助対象となりません。ただし、隣接する場所で施設を復旧するために、被災前の施設の解体が必要不可欠な場合には、解体費用が補助対象となることもありますので、県にご相談ください。

（問７）店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。

- （答）○ 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。
- また、復旧に要する見積金額を「事業用のみの事業費」「非事業用のみの事業費」「全体影響事業費」に区分し、事業用面積比率や対象外店舗の減額率を乗じて補助対象経費を算出します。

- なお、区分ごとの計上は次のとおりとなります。
 - ・「事業用のみの事業費」
 - 店舗等の事業用部分にかかる内装工事費用（床、内壁、天井等）
 - ・「非事業用のみの事業費」
 - 住居部分等の非事業用部分の内装工事費用（床・内壁・天井等）や住宅設備費用（キッチン・ユニットバス等）
 - ・「全体影響事業費」
 - 区分できない費用（基礎・躯体・屋根・外壁等）

（問 8）住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるか。

- （答）○ 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象とはなりません。
 グループ補助金では販売目的の商品を補助対象外としており、また同様に、補助金で取得した財産を保全する観点から、賃貸目的の施設は原則として補助対象外としています。

（問 9）事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるか。

- （答）○ 貸付物件は原則として補助対象となりません。
 ただし、以下の要件をすべて満たす場合には、例外的に補助対象となります。
- ①被災時に「中小企業者及び小規模事業者」または「中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備
 - ②従前使用していた事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合
- 事業用の貸付物件を申請する場合には、施設・設備の所有者（貸し主）は、施設・設備の復旧を必要とする従前使用していた事業者（借り主）と同一のグループの構成員となる必要があります。
- 以下に該当する使用者が使用する部分は、補助対象から除外されます。
- ①同一のグループの構成員とならない場合
 - ②被災当時の使用者から使用者が入れ替わった場合
 - ③大企業や特定の風俗営業事業者である場合

（問 10）駐車場は、補助対象となるか。

- （答）○ 駐車場は、事業用資産として計上してある場合には、補助対象となる場合があります。ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、補助対象となりません。
- また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、補助対象となりません。

（問 1 1）空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。

（答）○ 家賃は、補助対象とはなりません。

（問 1 2）土地のかさ上げは補助対象となるか。

（答）○ グループ補助金は、施設・設備の復旧等の費用を補助対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については対象外となります。

（問 1 3）土砂の撤去に要する費用は、補助対象となるか。

（答）○ 土砂の撤去のみを補助対象とすることはできません。

ただし、土砂を撤去しなければ事業を再開できない場合など、被災した施設・設備の修繕又は入替に必要な場合に限り、付随する費用として補助対象となります。

（問 1 4）土地の購入費は、補助対象となるか。

（答）○ 土地の購入費は、補助対象とはなりません。

5-3 補助対象経費（設備関連）

（問1）設備にはどのようなものが含まれ、補助対象になりうるのか。

- （答）○ 設備には、製品の生産に用いられる機械器具（例：工場にある機械設備等）、サービスを提供するために必要となる機械器具（例：旅館にあるお湯を沸かすボイラー等）の他にも、工具、什器・備品などが含まれます。
- ただし、補助対象とするには、原則として、設備が、①資産計上されており被災前に所有していたこと、②業務用のみに用いていたことなどを確認できることが必要になります。
- なお、ソフトウェアのように、一般的に汎用性が高いものは、②の判断が困難であることから、原則として補助対象とはなりません。
- また、補助対象とした後であっても、業務での使用が確認できなかった場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。
- ※ 資産計上されていない場合については「5-1（問9）」をご参照ください。

（問2）設備の修繕（修理）ではなく、設備の入替は補助対象となるか。

- （答）○ 設備メーカー等により、「修繕（修理）不能であることの証明書」がある場合は、設備の入替を補助対象とすることができます。入替の場合、被災前設備と同等以下の設備であることを証した書類「設備比較証明書」の提出も必要となります。
- 被災前の設備が古いなど、同一の設備や同等品が手に入らない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り、補助対象とすることができます。
- ※ 「最低限の性能の設備」については、現在入手できる設備の中から、合理的と思われる方法（事業に必要な性能の確保など）により、比較検討を行い、決定してください。
- また、見積比較により、修繕（修理）費用より入替費用が安価となる場合には、「専門業者による修繕（修理）より入替が安価である理由書（任意様式）」の提出の上、設備の入替を補助対象とすることができます。この場合、入替費用に補助率を乗じた金額が補助金となります。
- なお、設備の入替に当たり、中古設備の購入も可能です。

（問3）設備のみを補助事業の対象とすることはできるのか。

- （答）○ 設備のみ又は施設のみを補助対象とすることも可能です。

(問4) 地下に設置していた被災設備を、地上階(1階や2階)に設置する場合は補助対象となるか。

- (答) ○ 被災前同様、地下に設備を設置した場合、災害が発生する度に設備が故障することとなり、期待された機能が発揮されないことが容易に予見されうる場合には、設置場所の変更を伴う場合であっても補助の対象とします。
- ただし、補助対象経費は原状回復に要する経費が上限となります。令和4年福島県沖地震前に所有していた施設・設備を原状回復するための工事(以下「原状回復工事」という)に必要な経費と実際の工事に必要な経費を比較して、低い方の経費に補助率を乗じた額が上限となりますので、実際の工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要です。

(問5) リース物件は、補助対象となるか。

- (答) ○ リース物件が被災した使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。
- この場合において、リース事業者(資産の所有者)と使用者が共に同一グループの構成員となり、リース事業者が補助金の交付申請を行う必要があります。
- ※リース物件について、その使用者(所有者でない者)が補助金交付申請をすることはできません。なお、リース会社を変更する場合は補助対象とはなりません。

(問6) パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたものを購入せざるを得ない場合、補助の対象となるか。

- (答) ○ まず、パソコン機器については、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できる場合に、補助対象となることがあります。
- 本事業で設備等を調達する場合、「設備等を調達した当時に当然に期待されていた機能の回復」が図られることを求めています。その際、調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、「調達した当時に当然に期待されていた機能の回復」については、現時点の技術や市場に照らして同等と言えるものの回復も含まれます。
- 被災したパソコン機器について、調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、現時点の技術や市場に照らして同等であり、例えばバージョンアップしたものが一般的であるといえるような場合、補助対象となることがあります。

(問7) 陳列されていた商品は、補助対象となるのか。

- (答) ○ 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象となりません。

(問8) 車両は、補助対象となるのか。

- (答) ○ 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている等）については、補助対象となることがあります。（非事業用との按分による資産計上をされている場合は、対象外となります。）
- 汎用性が高く、業務外利用の可能性がある乗用車は、原則として補助対象外ですが、次の要件を満たすことで補助対象とすることができます。

【補助対象とすることができる乗用車】

被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いており事業内容に適した車種であること。

- ・「被災前に所有していたこと」については、道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であることをもって確認します。
- ・「業務用のみに用いていたこと」とは、資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められる必要があります。

(復旧前)

原則、資産計上（※1）されており、かつ次の要件を複合的に確認する（※2）。

- ①車体に企業名、屋号等が明示されていること。
- ②運行記録、業務日報等業務の用に供していたことを証する書類。
- ③自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること。
- ④その他、業務用に使用されていたことを証する書類。

※1 事業用のみで資産計上されているものに限る。

※2 ②～④の書類により業務以外の用途で使用されていた場合は、補助対象外とする。

(復旧後)

原則、資産計上し車体に企業名・屋号等が印刷（※3）されており、かつ次の要件を複合的に確認する。

- ①自動車保管場所が事業所（※4）となっていること。
- ②運行記録、業務日報の記録が行われること。

※3 見やすい箇所に判読可能な適正な大きさと標示すること。

※4 事業所が契約している隣接の駐車場も含む。

※ 業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

(問 9) 修理不能の車両を入れ替える場合、どのような手続きを取ればよいか。

- (答) ○ 車両の入替の場合は、当該車両が修理不能であることの証明書の取得、及び自動車登録について「永久抹消」の手続きを行う必要があります。
- すでに売却等を行っている場合は、売却先に永久抹消の手続きを依頼してください。なお、協力が得られなかった場合は、これまでの経緯がわかる資料、関係書類などを用意の上、県にご相談ください。

(問 10) 被災車両を入れ替える際の注意点を教えてほしい。

- (答) ○ 中古市場に出回るものは修繕可能という判断になるので入替はできません。
- 車両入替時には、永久抹消登録が必要となります。
- 引き取り車両の対価（スクラップ、部品取りでの買取）については、補助金額から差し引きません。

(問 11) 被災した車両より規格・性能が上回る車両に入れ替えてもよいか。

- (答) ○ 被災した車両より規格・性能が上回る車両への入替はできません。
- 車両を入れ替える場合、被災した車両と同等の規格・性能の車両に入れ替えることとなります。
- 同等の判断は、排気量、積載量、運搬可能量等、車の性質（乗用、貨物、特殊等）を総合的に確認して行います。
- なお、現在調達可能な最低ランクの入替車両を上回る性能等を有する車両を購入する場合には、購入費用そのものが対象外となります
- 自動ブレーキの標準化など、車両の標準機能及び性能の市場変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない等の事情により、一部の機能・性能が上がってしまうような場合は、設備比較証明書等により総合的に同程度の水準と判断した場合、補助対象とします。

(問 12) 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか。

- (答) ○ 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては補助対象となります。

(問 1 3) 被災車両を復旧するまでのつなぎとして、中古車両等を購入し仮復旧することは可能か。

(答) ○ 車両については、仮復旧の状況により、補助対象とならない場合があります。また、被災前の固定資産台帳に計上されていた車両の台数から増減がある場合は、その内容がわかる資料の提出が必要になります。
詳しくは個別に御相談ください。

(問 1 4) 割賦販売で購入した車について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。

(答) ○ 割賦販売で購入した物件が被災した使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。
○ この場合において、車の所有者（自動車登録の所有者）と使用者が共に同一グループの構成員となり、所有者が補助金の交付申請を行う必要があります。
※ 割賦販売で購入した物件について、その使用者（所有者でない者）が補助金交付申請をすることはできません。

5-4 補助対象経費（その他）

（問1）共同事業に係る経費は、補助対象となるか。

（答）○ グループで行う共同事業に係る経費は、補助対象となりません。復興事業計画で予定している共同事業において、費用負担が生じる場合はグループ内で十分な協議を行ってください。

（問2）従業員へ支払う給与は、補助対象となるか。

（答）○ 給与は、補助対象とはなりません。

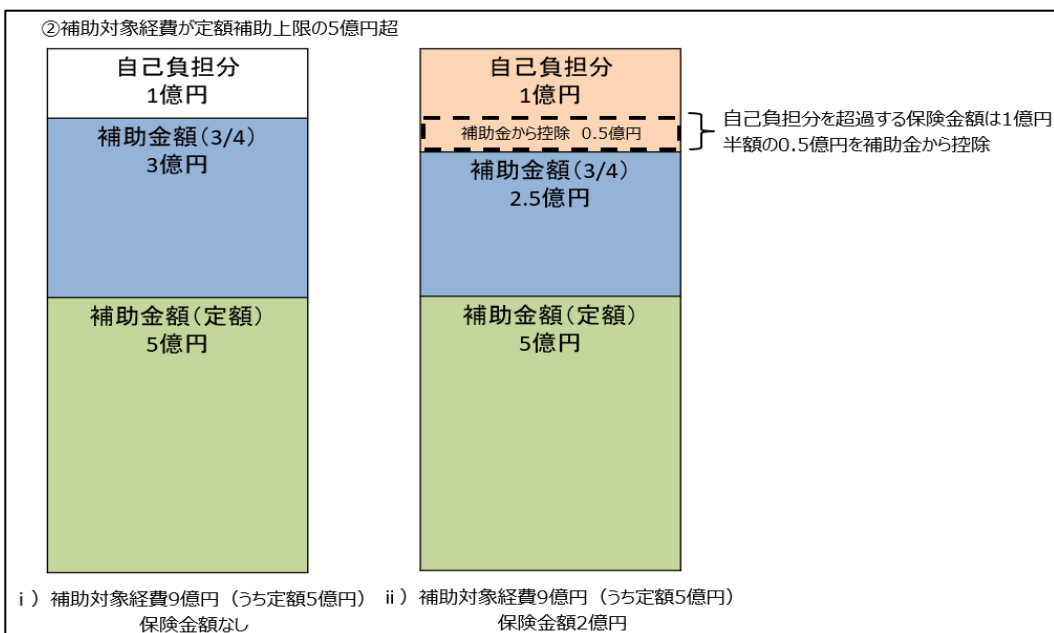
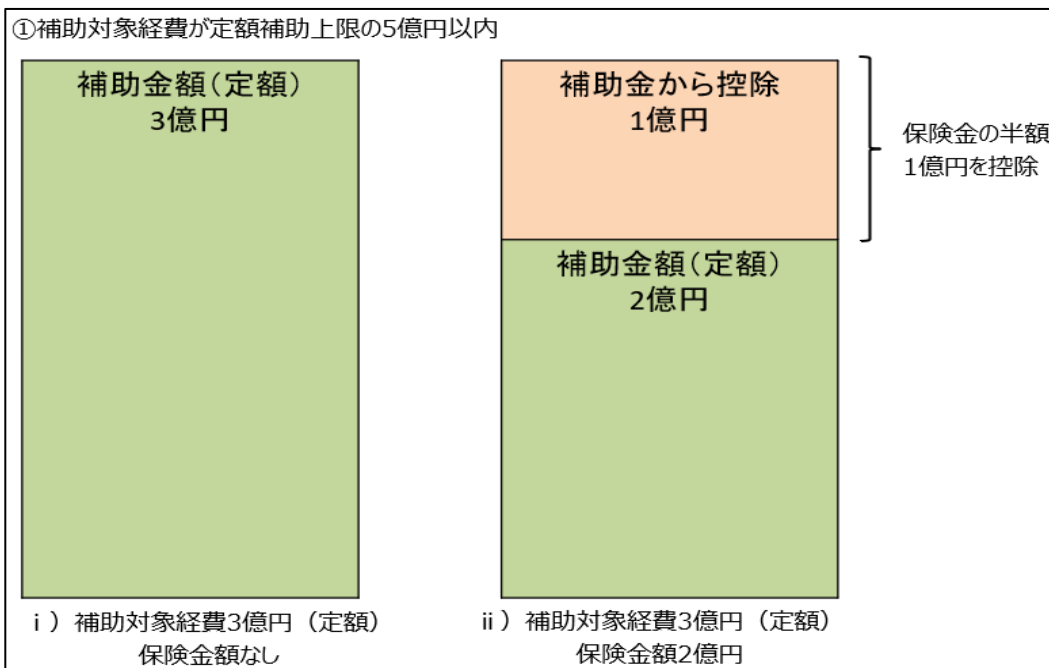
（問3）風評被害等による逸失利益は、補助対象となるか。

（答）○ グループ補助金は、施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。

6 定額補助

(問1) 定額補助とはなにか。

- (答) ○ 補助対象者が特定被災事業者該当する場合、5億円を上限に補助対象経費の全額を補助金額とすることができます。
- 補助金額が5億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業者は3/4以内、中小企業者以外は1/2以内となります。
- 保険金・共済金を受領している場合、補助金の控除額は以下の通りです。
- ①補助対象経費が定額補助上限の5億円以内：保険金・共済金額の半額を控除
 - ②補助対象経費が定額補助上限の5億円超：超過部分に対する自己負担額を超えた保険金・共済金額の半額を控除



(問2) 特定被災事業者とはなにか。

(答) ○ 以下①から⑤の要件を全て満たす事業者のことをいいます。

- ①新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者
- ②東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
 - ・直接被害：地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けた事業者
 - ・間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化した事業者
 - ・県内の他の地域に避難して事業を再開した事業者
- ③以下のいずれかに該当する事業者
 - i 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者
 - ii 令和4年福島県沖地震発生時又は令和3年福島県沖地震発生時において、**厳しい債務状況【※1】**にあり、かつ、**交付申請時において経営再建等などに取り組み【※2】**かつ**認定経営革新等支援機関に必要事項【※3】**について確認を受けている事業者
- ④交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ⑤令和4年福島県沖地震により施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行うとする事業者

【※1】 厳しい債務状況

次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要があるものをいう。

- イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有するもの
- ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当するもの
- ハ. 過剰債務の状況【※α】に陥っているもの
- ニ. 中小企業活性化協議会などの関与の下で事業の再生を行うもの
- ホ. 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っているもの
- ヘ. 第二会社方式により再生を図るもの
- ト. 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図るもの

【※α】 過剰債務の状況

原則として令和4年福島県沖地震被災時又は令和3年福島県沖地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

イ. 債務超過に陥っているもの

ロ. 繰越欠損を計上しているもの

ハ. 次式で判定した年数が15年以上となるもの

$$\{ \text{有利子負債(短期借入金+長期借入金+社債)} \} \div \{ \text{減価償却後営業利益} \times 1/2 \text{ (営業欠損の場合は} 1/2 \text{ を乗じない)} + \text{普通減価償却費} \} \text{ (注1)}$$

ニ. 次式で算出した値が正となるもの

$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額(注2)} - \{ \text{減価償却後経常利益} \times 1/2 \text{ (経常欠損の場合は} 1/2 \text{ を乗じない)} + \text{普通減価償却費} \} \text{ (注1)} - \text{金融機関調達(予定含む)} \text{ (注3)}$$

(注1) 試算期で判定する場合は「試算期末からさかのぼって12ヵ月間の損益計算書」を用いて判断する。

(注2) 決算期または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

(注3) 決算期末または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額(設備資金を除く)をいう。

【※2】 経営再建などに取り組んでいる状況

相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれるものをいう。

【※3】 認定経営革新等支援機関への確認事項

- ・ 令和4年福島県沖地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること。
- ・ 経営環境などを見据えた適正な規模での復旧等であること。

(問3) 要件①「新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。)の影響を受けた事業者」とは具体的にどのような事業者を指すのか。

(答) ○ 営業が困難となった又は売上が減少したことを示す書類の提出をもって、対象事業者とみなします。

- 具体的には、新型コロナウイルス感染症に対する支援（※）を活用した際の証明書等（写し）等をご提出ください。

※支援の例

持続化給付金・感染症拡大防止協力金（時短営業等）・金融支援（新型コロナウイルス感染症による、業況悪化を対象とした特別貸付等）・地域企業経営支援金 など

（問４）要件②に該当するかどうかの確認はどのように行うのか。

（答）○ 次のような書類で確認を行います。

直接被害：当時の罹災（被災）証明書の写し

間接被害：業況が悪化した時点における決算書の写し、その他業績の悪化に至る経緯が分かる書類

- また、上記に加え、国等が実施した支援を活用した際の交付決定通知書等の写しの提出が必要となります。

※ 国等とは、都道府県、市町村及び公的機関を指すものであり、民間金融機関などは含みません。

（問５）要件③ i 売上高の比較は、具体的にはどのように行うのか。

（答）○ 原則、「令和４年福島県沖地震」又は「令和３年福島県沖地震」による被災の影響を受ける直前３か月間の売上高が、「東日本大震災」による被災の影響を受ける直前３か月間の売上高を比較し、２０％以上減少しているかを判断します。

- 東日本大震災と令和４年福島県沖地震との比較

東日本大震災：平成２２年１２月、平成２３年１月、２月の３か月間

令和４年福島県沖地震：令和３年１２月、令和４年１月、２月の３か月間

- 東日本大震災と令和３年福島県沖地震との比較

東日本大震災：平成２２年１１月、１２月、平成２３年１月の３か月間

令和４年福島県沖地震：令和２年１１月、１２月、令和３年１月の３か月間

(問6) 要件③iiに該当するかどうかの確認はどのように行うのか。

- (答) ○ 申請様式で定める「企業再建計画」を作成していただき、計画の実効性について金融機関等に確認いただいたことの確認書をご提出いただきます。
- あわせて、復旧内容が経営環境などを見据えた適正な規模となっていることについて、認定経営革新等支援機関へ確認いただいたことの確認書をご提出いただきます。
- 企業再建計画の策定にあたり、申請様式以外の計画書等を使用される場合には、【※1】 厳しい債務状況にあることを必ず記載していただく必要があります。

(問7) 要件④「東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務」とは何か。

- (答) ○ 東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に際し、例えば、津波や地震等で破損した施設等の復旧資金、営業停止や風評被害等に伴う運転資金などを借入れた場合の債務を指します。
- また、当該債務が据置き、借換え（コロナなどの名目での借換えに統合した場合含む）により残っている場合も含まれます。

7 新分野事業について

(問1) 新分野事業とは、どのようなものか。

- (答) ○ 従前の事業では、仮に施設復旧を果たしても事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、被災前の売上を目指した新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新分野事業」）を促進するものです。
- 新分野事業では、従前の施設等の復旧に代えて、新たな取組に要する施設・設備の整備費用を補助対象とすることができます。
- 「従前の施設等への復旧に代えて」とは、被災した施設及び設備の復旧を行う代わりに、新たな施設・設備の整備を行うことを意味します。したがって、単に新たな施設・設備を整備する事業は対象となりません。
- なお、被災した従前の施設・設備は廃棄する必要があります。

(問2) 新分野事業を行うための要件は何か。

- (答) ○ 新分野事業を行うための要件は以下の2点です。
- ①従前の施設等への復旧では事業再開や継続、被災前の売上まで回復することが困難であること。
- ②新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。
- 上記の2点については、認定経営革新等支援機関による確認を得る必要があります。

(問3) 「認定経営革新等支援機関」とはどのような機関か。

- (答) ○ 認定経営革新等支援機関とは、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等ができるように、専門知識や実務経験が一定のレベル以上の者に対し国が認定する公的な支援機関です。

具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な支援機関として認定されています。

- なお、「認定経営革新等支援機関」については、次の中小企業庁のホームページに都道府県ごとに掲載されていますので、参考にしてください。

(中小企業庁ホームページ)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

(問4) 「認定経営革新等支援機関」には何をしてもらえるのか。

- 今回のグループ補助金については、①定額要件の一部の確認、②新分野事業についての助言等を行っていただけます。
- なお、定額要件の一部の確認、新分野事業を行う場合は、「認定経営革新等支援機関」の確認書を申請書に添付して提出いただく必要があります。

(問5) 新分野事業の場合、補助額に上限はあるのか。

- (答) ○ 新分野事業に伴う復旧・整備等の場合の補助額は、令和4年福島県沖地震前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率（3／4以内又は1／2以内）を乗じた額が上限となります。
- したがって、実際の工事見積書とは別に原状回復工事の見積書が必要となります。

(問6) 新分野事業の例はどのようなものがあるのか。

- (答) ○ 新分野需要開拓等を見据えた新たな取組についての例を示すと、次のような取組が考えられます。

<新商品製造ラインへの転換>

- 被災前に製造していなかった商品を新たに製造するために、従前の設備への復旧等に代えて、新たな設備を整備する取組です。

<生産効率向上のための設備導入>

- 需要開拓のための増産体制への対応や利益率向上等を目指し、同じ人員で毎時1,000個製造できる設備から毎時1,500個製造できる設備への更新や、毎時の製造個数は変わらないが人員が少なくて済むなど、生産性向上につながる設備の導入などの取組です。

<従業員確保のための宿舍整備>

- 新分野事業における新たな取組みを行うに際して、宿舍整備による従業員確保が必要である場合、被災した従前の施設等の復旧に代えて新たな宿舍整備を行う取組です。なお、既存の宿舍が被災を受けた場合の復旧整備は、福利厚生施設に該当するため、補助対象とはなりません。

<異業種への展開事例>

- 食品製造業を営んでいたが、取引先の減少により売上回復が困難なことから、被災した自社工場の一角に自社製品を使った飲食店を開設し、周辺企業の従業員や近隣住民のニーズを取り込むことによる売上の増を目指す取組があります。
- 旅館業を営んでいたが、風評被害により観光客が減少し、従前の事業施設の復旧では売上の回復が困難なことから、地域産品を使った商品の開発、製造を行う工場を整備し、販路拡大による売上回復を図る取組があります。
- 写真店を営業していたが、写真用プリンターの普及や子供の減少等により売上の回復が困難なため、店舗の一部で焼きたてパンの製造販売を行うことで売上の回復を図る取組があります。

8 復興事業計画（グループ）の変更認定申請について

（問1）どのような場合に変更認定申請が必要か。

（答）○ 次の①～⑤に該当する場合には、変更認定申請が必要です。

- ① 認定されたグループへ新たな構成員が加入する場合
- ② 認定されたグループから構成員が脱退する場合
- ③ 復旧整備等を実施する施設・設備の新たな追加がある場合（※削除の場合は不要）
- ④ 認定された復興事業計画への追加や一部中止など、計画に影響する変更が生じる場合
- ⑤ グループ構成員が変更（会社合併、相続）となる場合

- 見積金額の変更に伴い、復旧整備に要する経費の増減がある場合で、復興事業計画の内容に影響しない場合は認定変更の申請は不要です。各グループ構成員が行う補助金交付申請時に変更後の見積書にて申請を行えば結構です。
- 当初認定時には新分野事業を実施しないとしていた構成員が新分野事業に取り組む場合には、復旧整備等を実施する施設・設備の追加（③に該当）となるため、復興事業計画の変更認定申請が必要です。

（問2）変更認定の申請は各事業者で行うのか。

（答）○ 復興事業計画の認定申請は、グループの代表者が行いますので、変更認定の申請についてもグループの代表者による申請が必要です。そのため、変更事由が生じた構成員は、まず、グループの代表者と協議のうえ、グループとして変更認定の申請に係る意思決定を行ってください。

（問3）変更認定の申請の受付期間は決まっているのか。

- （答）○ 変更認定申請は、随時受け付ける予定ですが、特定の期間に受付を一時中断する場合があります。
- なお、受付を一時中断する場合や終了する場合には、ホームページなどで改めて周知を行います。

（問４）変更の認定後でなければ補助金交付申請はできないのか。

- （答）○ 新たに加わる構成員については、変更の認定後でなければ、補助金交付申請ができません。
- また、施設や設備を新たに追加する事業者については、追加する施設や設備についての変更認定後でなければ補助金交付申請ができませんので、個別にご相談ください。
- なお、変更事由が生じていない他の構成員の補助金交付申請には、影響はありません。

（問５）変更認定の申請を行っている状態のグループが、既に申請しているグループ構成員とは別のグループ構成員に関して変更認定申請をすることは可能か。

- （答）○ 同一グループが同時に複数の変更認定申請を行うことはできません。認定後に申請を行うか、申請を一本化して改めて申請する必要があります。

9 グループ補助金の変更交付申請について

(問1) どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。

(答) ○ 次の①・②に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

- ① 補助事業に要する経費の減少額が10%を超える場合
- ② 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

- 面積按分がある場合で、事業用比率が変わったことにより補助金額の減額があった場合などでも、補助事業に要する経費に変動がなければ変更交付申請は不要です。
- 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となる場合は、復興事業計画の変更申請により、変更後の事業者をグループの構成員に追加したうえで、変更交付申請を行う必要があります。
なお、交付決定前の場合は、交付申請を取り下げて、同様に復興事業計画の変更申請を行い、変更後の事業者が新たに交付申請を行います。
- 変更交付申請が必要かどうかを判断するため、変更協議書を提出いただくとともに、県担当者まで個別にご相談ください。

(問2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。

- (答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの、やむを得ない事情がある場合は、変更が認められる場合があります。
- 施工業者が変更になるなど、補助事業の内容や金額に変更が生じる場合は、あらかじめ変更協議書を提出のうえ、県担当者までご相談ください。

(問3) 設備の入替を行う場合に補助金の交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

- (答) ○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、やむを得ない事情がある場合は、変更が認められる場合があります。
- 交付申請時に予定していた設備と異なる設備の導入を検討しているなど、補助事業の内容や金額に変更が生じる場合は、あらかじめ変更協議書を提出のうえ、県担当者までご相談ください。

10 保険・共済関係

(問1) 補助金で復旧を行った施設・設備は、保険・共済に加入する必要があるのか。

- (答) ○ グループ補助金を利用した事業者には、補助金で復旧を行った施設・設備について「自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険・共済」に加入していただく必要があります。
- これは、今後、規模を問わず発生する災害に対する自助の取組を促すものであり、保険・共済への加入に加え、例えば、事業継続力強化計画の策定など、防災・減災に資する取組を普段から実施していただくことは重要です。
- 施設・設備の復旧整備後に保険・共済へ加入いただき、実績報告時に契約書や保険証券・共済証書で確認します。
- 加入する保険会社・共済組合に制限はありませんが、事業規模に応じて、以下のとおり加入する保険・共済の付保割合を定めております。
- (1) 小規模企業者：30%以上（推奨）
 - (2) 中小企業者：30%以上（必須）
 - (3) 中小企業者以外の事業者：40%以上（必須）

【参考】小規模企業者の定義

中小企業基本法第2条第5項に規定する者

業種	小規模企業者 常時雇用する従業員の数
①製造業, 建設業, 運輸業, その他の業種 (②~④を除く)	20人以下
②卸売業	5人以下
③小売業	5人以下
④サービス業	5人以下

【参考】事業継続力強化計画認定制度

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

(中小企業庁施策紹介 URL)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、事業継続力強化計画の策定支援を実施しています。

(中小企業強靱化支援ポータルサイト)

<https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/kyoujinnka/index.html>

(問2) 保険・共済の付保割合とはなにか。

- (答) ○ 付保割合とは、施設・設備の評価額に対する保険金額(補償上限額)の割合です。所有する施設・設備数に対する加入数の割合ではありません。
- 補助金で整備した施設・設備以外の対象も含めて契約をする場合には、補助対象の付保割合が満たされていることが分かる明細書等をご提出ください。
- (例) 評価額：5,000万円の施設の場合、保険金額：1,500万円以上を設定してください。(付保割合：30%以上)

(問3) 加入する保険・共済の内容は。

- (答) ○ グループ補助金の有無に関わらず、経営者が自らの事業リスクを勘案し、適切な保険・共済に加入することは事業継続の観点から重要です。
- 事業者の規模、経営状況、事業内容などにより、優先して対策を講じるべきリスクは異なることから、地震に起因する災害への保険・共済に限らず、自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済に加入していただくこととします。
- 補助事業の内容が施設または設備の修繕であっても、施設・設備ともに補助金で整備したものと同等のものを新たに建築又は購入するのに必要な金額(新価・再調達価額)が補償される内容で加入していただきます。
- なお、所定の付保割合が満たされており、新価・再調達価額で補償される契約内容であれば、保険・共済金額を上限に実際の損害の額を補償する商品(実損払)、損害の額に所定の割合を乗じた金額を補償する商品(比例払・縮小填補)のいずれであるかは問いません。
- 上記の条件で保険・共済への加入ができない場合は、複数の保険会社等からその旨を証明する書類を取得し、提出していただく必要があります。

(問4) 小規模企業者は「推奨」となっているが、加入しなくてもよいのか。

- (答) ○ 小規模企業者については、補助対象物の保険・共済への加入は義務ではありません。

しかしながら、度重なる災害が発生している状況を鑑み、保険又は共済加入に代わる取組を実施する必要があります。

- (例)：BCP計画策定、事業継続力強化計画策定、ハザードマップ確認等リスク把握、契約書・顧客情報等バックアップ(クラウド化)、非常時連絡先作成・周知、非常時備品等リスト化及び配置、災害訓練・教育など
- なお、例示した防災・減災に資する取組は、小規模企業者以外にも中堅企業、中小企業にとっても重要な取組です。

(問5) 保険・共済へは、いつまでに加入する必要があるのか。

(答) ○ 実績報告時に、保険・共済への加入を示す書類を提出していただきますので、それまでに加入していただく必要があります。

(問6) 保険・共済への加入を示す書類とはどのようなものか。

- (答) ○ 「自然災害（風水害含む）による損害を補償する保険・共済」に今回補助を受ける施設・設備が加入したことを示す契約書（写）、保険証券・共済証書（写）等を指します。
- 補助金で整備した施設・設備以外の対象も含めて契約をする場合には、補助対象の付保割合が満たされていることが分かる明細書等をご提出ください。

1 1 補助金の支払い

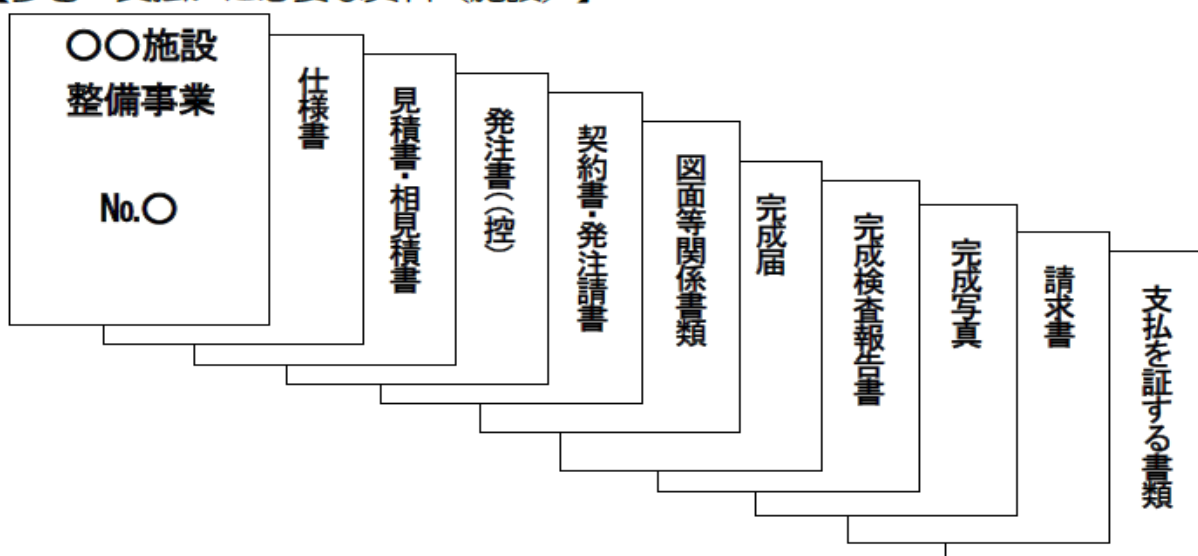
(問1) 補助対象物件の復旧が完了したため、補助金の支払いを希望しているが、どのような手続が必要か。

(答) ○ 補助対象物件の復旧が完了して支払を受けるためには、「実績報告書」、「完了確認チェックシート」を県へ提出する必要があります。

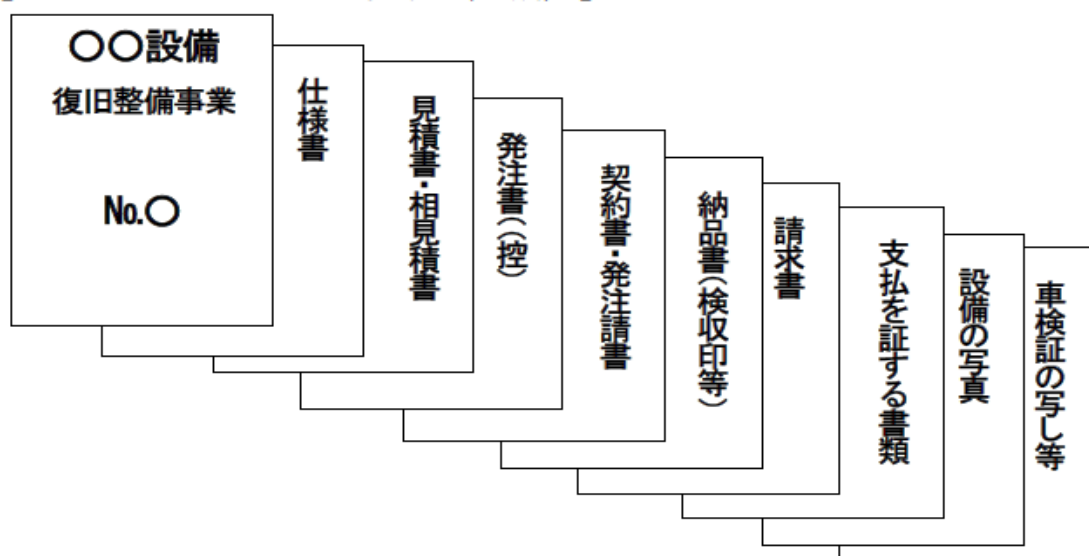
○また、併せて以下の資料の写しを県へ提出してください。

- ・仕様書・見積書（相見積書）・契約書（発注書，発注請書）
- ・図面（施設に限る）・完成届（納品書）・完成検査報告書・完成写真、
- ・請求書・支払を証する書類（振込依頼書，通帳の写し，領収書）

【参考 支払いに必要な資料（施設）】



【参考 支払いに必要な資料（設備）】



○ 書類が提出されましたら、県の職員が復旧した施設・設備と書類の原本を現地で確認します。現地での確認が問題なく完了した場合、補助金の支払い手続を行います。

(問2) 実績報告書はいつ提出するのか。

- (答) ○ 実績報告書の提出は全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から20日以内、又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに提出をお願いします。
- 実績報告書の提出は1部で結構ですが、提出後、現地確認の際に必要となりますので、必ず控えをご用意ください。

(問3) 精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。

- (答) ○ 交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、原則として、精算額が増額となっても補助金額は増額とはなりません。
- なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

(問4) 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。

- (答) ○ 原則、全て提出いただく必要があります。ただし、工事金額が少額の場合など、書面で契約を交わしていない場合は改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で必要なものの写しを提出してください。
- ただし、工事の実績を確認するための写真（施工前・施工後）や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要です。

(問5) 補助金専用の元帳や通帳を作成していないがよいか。

- (答) ○ 補助金専用の元帳や通帳については、補助事業により取得した施設・設備の会計管理を他の資産と区別するためにできる限り作成をお願いしています。
- しかし、補助金専用の元帳や通帳を作成していない場合においても、補助金の対象となっている施設・設備の支払状況が確認できる元帳、通帳の写しを提出いただければ結構です。提出する資料の写しは、その全てではなく、補助金に関係する部分のみで結構です。

(問6) 補助対象物件が複数あり、1つの復旧が完了したため、その分の支払いを受けたい場合はどのような手続きが必要か。

- (答) ○ 一部の物件の復旧が完了し、その分の支払を受けるためには、概算払いの手続きをとることが必要です。
- 概算払い請求をするためには、概算払請求書に加え、復旧済みの物件に係る各種書類を準備していただく必要があります。
- ※ご提出いただく各種書類はこの項の(問1)に記載しているものと同様です。
- 対象となる経費は、補助対象経費のうち支払が完了した経費であって、次の内容を満たすものになります。
- ① 支払を証する書類(振込受付書等)で支払日や支払金額が確認できること
- ② 契約書・請求書等に基づいて支払されていることが確認できること
- ※ ①、②の写しを概算払請求書に添付してください。
- 請求額については、概算払いを必要とする対象経費に補助率を乗じた額以下です。なお、補助金交付決定金額の90%が上限になります。
- 書類が準備できましたら、県の職員が復旧した施設・設備と書類の原本を現地で確認します。現地での確認が問題なく完了した場合、補助金の支払い手続きを行います。
- なお、施設の基礎工事のみが完了した場合など、部分的な復旧に対する補助金の支払い(出来高払い)は行いません。
- 概算払いを希望される場合は、県まで個別にご相談ください。

(問7) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われるのか。

- (答) ○ 実績報告書の提出状況によって異なりますが、報告書の審査終了後概ね2か月程度を要します。また、実績報告書の提出を受けた後、書類審査及び現地確認を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。
- なお、年度始めや年度末など実績報告書の提出が集中する時期には、通常よりも時間を要する場合があります。

(問8) 施工業者への支払い方法についての定めはあるか。

- (答) ○ 補助事業の支払いに当たっては、原則として口座振込で行い、補助対象と補助対象外のものを分けて支払ってください。(現金払い、手形、クレジットカードによる支払は、原則不可とします。)また、相殺による支払は行わないでください。

(問9) 振込手数料は補助対象となるか。

(答) ○ 振込手数料は、補助対象外です。

ただし、振込手数料が支払額の内数となっている場合（相手方が手数料を負担することとした場合）は、振込額が手数料を差し引いた額であっても、相手方の請求額全額を補助対象とすることができます。なお、補助対象とするには、支払の相手方が発行する領収書の提出が必要となります。

【お問い合わせ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県商工労働観光部経営支援課 商業まちづくり担当

電 話：019-629-5546

FAX：019-629-5549

E-mail：AE0002@pref.iwate.jp